

Ⅲ 騒音・振動関係

1 騒音規制等に関する基準

(1) 騒音に係る環境基準（平成10環告64・平成12環告20）

① 環境基準

ア 道路に面する地域以外の地域

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値（特例）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

エ ①の環境基準の基準値の評価方法

- (7) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
 この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
 (4) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
 (9) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

② 達成期間等

ア 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

(ア) 道路に面する地域以外地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

(イ) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

ただし、幹線道路を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。

(ウ) 道路に面する地域以外地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(ア)及び(イ)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(イ)を準用するものとする。

イ 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

ウ 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

③ 環境基準の適用除外

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

④ 地域の類型指定

(平成24年市告示第78号)

該 当 類 型	地 域 の 区 分
AA	該当地域なし 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域等（一部地域を除く。） 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域等（一部地域を除く。） 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域等（一部地域を除く。）
A	
B	
C	

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

① 環境基準

(昭和50年環告46号)

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

② 地域の類型指定

(昭和52年県告示第406号)

該当類型	地 域 の 区 分	地 域 の 範 囲
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線（トンネルの部分（両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150メートル以内の部分を除く。）を除く。）から左右両側それぞれ300メートル（橋りょう構造に係る部分については、400メートル）以内の地域（広島車輛基地に係る側線部分（分岐点51イロから軌道の末端までの部分に限る。）については、両端の軌道の中心線（末端から進行方向に300メートルを加えた部分を含む。）から外部方向にそれぞれ300メートル以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に300メートル以内の地域）
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

③ ①の環境基準の基準値の測定・評価方法

ア 測定は、新幹線鉄道の上り及び下り列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。

イ 測定は、屋外において原則として地上1.2メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

ウ 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。

エ 評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

④ 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該目標達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分			達 成 目 標 期 間		
			既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域		3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	70デシベルを超え80デシベル未満の区域	イ	7年以内	開業時から3年以内	
		ロ	10年以内		
c	70デシベルを超え75デシベル以下の区域		10年以内	開業時から5年以内	

備考 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

(3) 自動車騒音の要請限度

(騒音規制法第17条、平成12年総令第15)

① 基準値

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲)	75デシベル	70デシベル

(備考) 1 a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物(以下「住居等」という。)が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、原則として1.2mとする。

3 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行ものとする。

4 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによるものとする。

5 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

② 区域の区分の定め

(平成24年市告示第75号)

区域の区分	区域の範囲
a区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域等(一部地域を除く。)
b区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域等(一部地域を除く。)
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域等(一部地域を除く。)

(4) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

① 規制基準

(平成24年市告示第75号、県条例施行規則別表第11)

区 域 の 区 分		時間の区分	許容限度 (デシベル)	
種 別	地 域		騒音規制法	広島県生活環境保全等に関する条例
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等（一部地域を除く。）	昼 間	50	50
		朝・夕	45	45
		夜 間	45	45
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域等（一部地域を除く。）	昼 間	55	55
		朝・夕	50	50
		夜 間	45	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域等（一部地域を除く。）	昼 間	60	65
		朝・夕	60	65
		夜 間	50	55
第4種区域	工業地域等（一部地域を除く。）	昼 間	70	70
		朝・夕	70	70
		夜 間	60	65

時 間	区 分
6:00	朝
8:00	
18:00	昼 間
	夕
22:00	夜 間
6:00	

備考

- 1 騒音の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行うものとする。
- 2 「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の指定地域に指定された地域をいう。

② 騒音関係の特定施設

番 号	施 設 の 名 称	規 模 又 は 能 力		用 途
		騒 音 規 制 法	広島県生活環境の保 全等に関する条例	
1	金属加工機械			
	イ 圧延機械	原動機の定格出力の 合計が22.5kw以上 のもの		常温あるいは高温で、回転する2本のロープの 間に金属を通過させて圧延し、板材、帯材等 をつくる機械
	ロ 製管機械	すべての施設		円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管を つくる機械
	ハ ベンディングマシ ン（ロール式のも のに限る。）	原動機の定格出力が 3.75kw以上のもの		金属材料の曲げを行う機械の総称
	ニ 液圧プレス（矯正 プレスを除く。）	すべての施設		水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等 加工を行う機械
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294KN以上のもの		被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレ ス機の総称
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75kw以上のもの		一對のせん断刃が互いに閉じることによって、 金属材料を切断する機械の総称
	ト 鍛造機	すべての施設		金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型 する機械
	チ ワイヤフォーミ ングマシン	すべての施設		線材又は針金を加工してヘヤーピン等の針金属 製品をつくる機械
	リ プラスト（クプラスト 以外のものであって、密閉式のものを除く。）	すべての施設		鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を清掃 する機械
	ヌ タンブラー	すべての施設		鋳物と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面 を清掃する機械
	ル 高速度切断機	といしを用いるもの に限る	といしを用いるもの を除く	金属材料を高速回転する円盤の刃に押しつけて 切断する機械
	オ やすり目立機		すべての施設	刃の連続的な上下運動により、なめし鉄にやす り目を刻む機械
	ワ 旋盤		原動機の定格出力 が3.75kw以上のも の	工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にあ る刃物を前後左右に動かして切削する機械
	カ 型削盤			小型工作物の平面を切削する機械（テーブルに 工作物を取り付け刃物を往復させて切断を行 う。）
	ヨ 平削盤		原動機の定格出力が 7.5kw以上のもの	長大な平面を切削するのに用いる機械（水平に 往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ご とに運動方向に直角に刃を送って削る。）
	タ 金属研磨機（移動 式のものを除く。）		すべての施設	砥石を工具刃先として、精密なものの若しくは硬 い金属の加工をする機械
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kw以上のもの	原動機の定格出力が 7.5kw未満3.75kw 以上のもの	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、 割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧 力を発生するのが圧縮機である。
3	土石用又は鉱物用の破碎 機、摩砕機、ふるい及び 分級機	原動機の定格出力が 7.5kw以上のもの		【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場等 における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】 鉱山、化学工場などで原料の細、微 粉化に使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分 類するために使用

番 号	施 設 の 名 称	規 模 又 は 能 力		用 途
		騒 音 規 制 法	広島県生活環境の保 全等に関する条例	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	すべての施設		繊維糸を織物として織り上げる機械
5	建設用資材製造機械			
	イ コンクリートプラ ント（気ほうコン クリートプラント を除く。）	混練機の混練容量が 0.45m³以上のもの		コンクリートの材料を集荷貯蔵し、所定配合量 づつ計量してコンクリートミキサに投入混練し てコンクリートを製造する設備
	ロ アスファルトプラ ント	混練機の混練重量が 200kg以上のもの		機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとアスファ ルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産 する設備
	ハ コンクリートブロ ックマシン		すべての施設	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振 動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
6	穀物用製粉機（ロール式 のものに限る。）	原動機の定格出力が 7.5kw以上のもの		小麦等を粉砕する機械
7	木材加工機械			
	イ ドラムバーカー	すべての施設		ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて 樹皮を剥ぐ機械
	ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25kw以上のもの		バーカーで皮むきをした丸太をパルプ原料であ るチップ（小削片）に切削する機械
	ハ 碎木機	すべての施設		砂岩等の円筒型砥石を回転させ、皮むきした丸 太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
	ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつ ては原動機の定格出 力が15kw以上、木 工用にあつては原動 機の定格出力が 2.25kw以上のもの	木工用のものに限り 原動機の定格出力が 2.25kw未満0.75kw 以上のもの	エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を 切断する機械
	ホ 丸のこ盤			丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
	ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25kw以上のもの	原動機の定格出力が 2.25kw未満0.75kw 以上のもの	木材の凹凸の表面を平坦化する、塗料のための 仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械
8	抄紙機	すべての施設		パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長い ロール状となった紙が製造される
9	印刷機械（原動機を用い るものに限る。）	すべての施設		印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を 紙・布などに刷り写す機械
10	合成樹脂射出成形機	すべての施設		加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行 う機械
11	鋳造造型機（ジョルト式 のものに限る。）	すべての施設		鋳物砂を型に入れ振動・圧縮等で突き固め鋳型 を造る機械
12	ダイカストマシン		すべての施設	アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を 熔融したものを圧力によって金型に押し込んで 鋳造する機械
13	オシレートコンベア		すべての施設	未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンベア
14	電動発電機		すべての施設	交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、 交流を直流に交換する整流装置（鋳物溶解の熱 源として使用）

(5) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

① 規制基準

(昭和43年厚生省・建設省告示第1号、平成24年市告示第75号)

特 定 建 設 作 業 の 区 分	音の大きさ の許容限度	禁 止 さ れ る 作 業 時 間	1 日 の 作 業 の 許 容 時 間	連 続 作 業 の 許 容 期 間	休 日 作 業 の 禁 止		
くい打機、くい抜機又はくい打く い抜機を使用する作業	85デシベル	第 1 号区域 午後 7 時 ～ 翌 日 の 午前 7 時	第 1 号区域 10時間	6 日以内	日曜日その他の 休日には行わな いこと		
びょう打機を使用する作業							
さく岩機を使用する作業							
空気圧縮機を使用する作業							
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設 けて行う作業		第 2 号区域 午後10時 ～ 翌 日 の 午前 6 時	第 2 号区域 14時間				
バックホウを使用する作業							
トラクターショベルを使用する作業							
ブルドーザーを使用する作業							

(備考) 1 第1号区域とは、特定工場等の騒音の指定地域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の騒音の指定地域のうち第1号区域以外の区域をいう。

2 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

② 騒音関係の特定建設作業

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

2 振動規制等に関する基準

(1) 道路交通振動の要請限度

(振動規制法第16条、同法施行規則別表第2)

区域の区分		時 間 の 区 分	昼 間 (7:00~19:00)	夜 間 (19:00~7:00)
第1種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域		70デシベル	65デシベル

(備考) 1 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

3 振動レベルは、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

(2) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

① 規制基準

(平成24年市告示第76号)

区域の区分	区 域 の 範 囲	時間の区分	許容限度（デシベル）	時 間	区 分
第1種区域	騒音指定地域の区域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域の範囲	昼 間	60	7:00	昼間
		夜 間	55	19:00	
第2種区域	騒音指定地域の区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域の範囲	昼 間	65	7:00	夜間
		夜 間	60		

② 振動関係の特定施設

番号	施設の名 称	規模又は能力	用 途
1	金属加工機械		
	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等加工を行う機械
	ロ 機械プレス	すべての施設	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	ハ セン断機	原動機の定格出力が1kw以上のもの	一对のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械の総称
	ニ 鍛造機	すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの	線材又は針金を加工してヘヤーピン等の針金製品をつくる機械
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機である。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	【破碎機】鉱山での鉱石の破碎、化学工場等における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】鉱山、化学工場などで原料の細、微粉化に使用 【ふるい、分級機】鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械
5	建設用資材製造機械		
	ハ コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
	ニ コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの	コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱及び管を造る機械
	ホ コンクリート柱製造機械		
6	木材加工機械		
	イ ドラムバーカー	すべての施設	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	バーカーで皮むきをした丸太をパルプ原料であるチップ（小削片）に切削する機械
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械
9	合成樹脂用射出成形機	すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械
10	鋳造造型機（ジョルト式のものに限る）	すべての施設	鋳物砂を型に入れ振動・圧縮等で突き固め鋳型を造る機械

(3) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

① 規制基準

(振動規制法施行規則別表第1、平成24年市告示第76号)

特定建設作業の区分	振動の大きさの許容限度	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75デシベル	第1号区域 午後7時 ～ 翌日の午前7時	第1号区域 10時間	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		第2号区域 午後10時 ～ 翌日の午前6時	第2号区域 14時間		
舗装版破砕機を使用する作業					
ブレーカーを使用する作業					

(備考) 1 第1号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち、特定工場等の騒音の指定地域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち第1号区域以外の区域をいう。

2 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

② 振動関係の特定建設作業

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

3 音響機器音等に関する規制

音響機器音・学校等周辺・深夜騒音・拡声放送・風俗営業等の規制

広島県生活環境の保全等に関する条例)

項目	内 容				適 用 除 外
	区 域 の 区 分		時間の 区 分	許容限度 (デシベル)	
	種 別	地 域			
音 響 機 器 音	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居 専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居専用地域、 第 2 種住居専用地域及び準住居地域並びにこ れらに相当する地域	昼間	5 0	条例第62条 1 法令により認められた事項のた めにするとき 2 広報その他で公共のためにする とき 3 時報（午後11時から午前5時 までの間に報ずるものを除く。） の ためにするとき 4 祭礼、盆おどりその他社会生活 において相当と認められる一時的 行事のためにするとき
			朝夕	4 5	
			夜間	4 5	
	第 2 種区域	(1) 第 1 種区域のうち併用軌道の敷設のある 道路の境界線から20メートル以内の地域 (2) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及 び工業地域並びにこれらに相当する地域	昼間	6 5	
			朝夕	5 5	
			夜間	5 0	
	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び 工業地域並びにこれらに相当する地域のう ち、併用軌道の敷設のある道路及び幅員11 メートル以上の道路の境界線から20メー トル以内の地域	昼間	7 5	
			朝夕	6 5	
			夜間	6 0	
拡 声 放 送	屋外に向け、又は屋外で営業宣伝を行う者についての遵守事項 1 禁止期間 5 月 ～ 8 月 午後9時～午前7時 その他の期間 午後8時～午前7時 2 継続時間 1 時間につき45分を超えて放送しないこと。 (移動して行う場合を除く) 3 競 合 50メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと。 4 高さ制限 地上8メートル以上の高さから放送しないこと。				
学 校 周 辺	学校、図書館、児童福祉施設又は病院その他の医療施設の周辺において、そ の教育、利用、保育又は医療に支障がある騒音を発してはならない。				1 条例第60条 指定地域内の騒音関係特定事業 場、特定建設作業、音響機器から 発生する騒音を除く。
深 夜 騒 音	午後11時から午前5時までの間は、屋内、屋外のいずれから発する場合に おいても、近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはな らない。				2 条例第62条 (音響機器音の項目に同じ)
風 俗 営 業 者 等	風俗営業、興行場営業又は飲食店営業の営業者は、営業のため、音響機器音 を直接屋外に向けて発してはならない。				

(備考) 1 時間の区分

朝：午前5時から午前8時まで 昼間：午前8時から午後7時まで

夕：午後7時から午後11時まで 夜間：午後11時から翌日の午前5時まで

2 騒音の測定場所は、音源からその周辺の建物（現に人が起居し、または業務を行っているものに限る。）に至る最短距離の位置（移動して行う拡声放送にあっては、その音源から10メートルの位置）とする。

3 拡声放送により営業宣伝を行う場合の音量の基準は、音響機器に定める音量に5デシベルを加えた音量とする。

4 騒音・振動関係特定施設の届出状況

(平成24年3月31日現在)

届出の種類		騒音規制法		広島県生活環境の保全等に関する条例		振動規制法	
番号	施設	特定施設総数	特定工場等総数	特定施設総数	特定工場等総数	特定施設総数	特定工場等総数
1	金属加工機械	130	20	186	26	93	19
2	空気圧縮機及び送風機	577	64	183	41	247	46
3	土石、鉱物用破碎機等	11	4	0	0	14	5
4	織機	0	0	0	0	0	0
5	建設用資材製造機械	11	3	4	2	6	2
6	穀物用製粉機	1	0	0	0	0	0
7	木材加工機械	264	38	148	33	23	14
8	抄紙機	0	0	0	0	0	0
9	印刷機械	58	12	0	0	48	7
10	ゴム練用等のロール機	0	0	0	0	0	0
11	合成樹脂用射出成形機	71	5	0	0	65	4
12	鋳造型機	0	0	0	0	8	1
13	ダイガストマシン	0	0	0	0	0	0
14	オシレートコンベア	0	0	0	0	0	0
15	電動発電機	0	0	1	0	0	0
合 計		1,123	146	522	102	504	98

区域別特定工場数

(平成24年3月31日現在)

届出の種類	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	合計
騒音規制法	3	49	70	24	146
広島県生活環境等に関する条例	1	45	45	11	102
振動規制法	34	64	-	-	98

5 騒音・振動測定結果

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果(その1)

測定年月日		平成23年10月24日(月)～25日(火)					測定地点		NO.1地点				
測定場所		廿日市市本町1番12号 廿日市警察署前(国道2号 道路端)											
測定時間		等価騒音レベル(dB)											
開始時刻	終了時刻	天候	時間区分	等価騒音レベル	時間率騒音レベル						時間区分	振動レベル(dB)	
				L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A50}	L _{A90}	L _{A95}	L _{Amax}		80%レンジ上端値	
													L ₁₀
10:00	11:00	晴	昼間	70.4	75.4	74.1	68.9	55.7	52.5	83.1	昼間	40	
11:00	12:00	晴		69.6	74.8	73.5	67.5	56.4	53.6	83.7		40	
12:00	13:00	晴		70.4	75.2	73.9	68.8	55.8	51.2	85.2		40	
13:00	14:00	晴		70.5	75.5	74.2	68.5	55.6	50.8	84.8		40	
14:00	15:00	晴		70.4	75.4	74.0	68.2	56.1	52.7	86.0		39	
15:00	16:00	晴		71.2	76.0	74.8	69.6	58.1	55.0	86.2		46	
16:00	17:00	晴		70.4	75.4	74.2	68.7	56.7	52.0	84.4		42	
17:00	18:00	晴		69.9	75.0	73.6	67.6	56.7	53.8	82.7		37	
18:00	19:00	晴		71.0	76.1	74.9	69.0	55.8	51.4	82.7		38	
19:00	20:00	晴		71.0	76.3	74.9	68.5	52.8	48.6	87.6		37	
20:00	21:00	晴		70.5	76.4	74.8	66.1	47.0	43.3	88.1		36	
21:00	22:00	曇		70.1	76.4	74.5	63.8	46.1	41.0	85.9		35	
22:00	23:00	曇	夜間	68.0	75.0	72.7	57.8	40.9	38.8	84.6	夜間	(34)	
23:00	0:00	雨		67.4	74.7	72.0	55.1	38.8	36.5	84.3		(33)	
0:00	1:00	曇		65.1	72.7	68.8	49.1	(34.2)	(33.1)	83.3		(33)	
1:00	2:00	雨		63.3	70.0	63.7	40.2	(32.2)	(31.6)	84.2		(28)	
2:00	3:00	曇		64.0	70.5	64.7	42.3	(32.3)	(31.5)	85.0		(32)	
3:00	4:00	雨		63.0	68.9	62.6	41.5	(32.3)	(31.7)	85.6		(30)	
4:00	5:00	曇		63.3	70.2	64.6	43.8	(33.4)	(32.4)	84.2		(28)	
5:00	6:00	曇		65.8	73.4	69.2	48.9	36.2	(34.9)	85.4		(28)	
6:00	7:00	曇		70.3	76.8	74.9	63.6	45.6	42.9	85.8		36	
7:00	8:00	曇		71.6	76.9	75.6	68.8	53.0	49.4	85.5		38	
8:00	9:00	曇		71.9	76.9	75.6	69.9	57.2	52.8	85.5		48	
9:00	10:00	曇		71.0	76.2	74.7	68.9	56.4	52.5	84.1		43	
基準時間帯平均レベル			昼間	71	76	75	68	54	50	88	昼間	41	
			夜間	65	72	67	47	35	(34)	86	夜間	(33)	

(注)1.基準時間帯別平均騒音レベルは、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。L_{Amax}は、時間区分ごとの最大値。
2.等価騒音レベルと振動レベルの()内の数値は、測定下限値(35dB)未満の参考値である。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果(その2)

測定年月日		平成23年10月24日(月)～25日(火)					測定地点		NO.2地点			
測定場所		廿日市市下平良365-1 ジャパンライフ前(国道2号西広島バイパス 道路端)										
測定時間		天候	時間区分	等価騒音レベル(dB)							時間区分	振動レベル(dB)
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ上端値
				L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A50}	L _{A90}	L _{A95}	L _{Amax}		L ₁₀
10:00	11:00	晴	昼間	73.8	78.6	77.1	72.6	63.2	61.0	85.9	昼間	43
11:00	12:00	晴		73.7	78.5	77.1	72.4	61.9	60.0	86.0		45
12:00	13:00	晴		73.7	78.7	77.2	72.1	62.3	60.3	86.4		44
13:00	14:00	晴		73.8	78.8	77.3	72.4	63.0	61.3	86.0		43
14:00	15:00	晴		73.9	78.5	77.1	72.8	63.9	62.0	86.1		44
15:00	16:00	晴		73.8	78.6	76.9	72.5	63.3	61.2	89.8		43
16:00	17:00	晴		74.0	78.5	77.2	72.8	63.6	61.3	87.8		44
17:00	18:00	晴		73.4	77.7	76.2	72.4	63.7	60.7	88.4		44
18:00	19:00	晴		73.3	77.3	75.8	72.3	64.2	60.7	88.5		40
19:00	20:00	晴		73.3	78.3	76.4	71.4	61.2	58.9	92.1		45
20:00	21:00	晴		72.9	78.5	76.6	70.0	60.4	58.9	87.7		43
21:00	22:00	曇		72.2	78.4	76.2	67.8	58.6	56.6	87.9		43
22:00	23:00	曇	夜間	72.1	78.6	76.2	66.6	57.8	55.6	87.0	夜間	41
23:00	0:00	雨		71.2	78.0	75.3	64.4	55.1	52.7	87.0		46
0:00	1:00	曇		71.4	78.3	75.3	64.2	53.3	50.2	88.4		45
1:00	2:00	雨		70.2	77.3	74.1	62.3	48.5	45.8	86.5		46
2:00	3:00	曇		70.2	77.0	74.0	62.3	49.6	47.2	87.8		42
3:00	4:00	雨		70.9	77.8	74.7	63.4	49.9	46.6	87.0		43
4:00	5:00	曇		71.9	78.9	75.7	64.5	53.0	49.8	87.5		42
5:00	6:00	曇		72.9	79.4	77.1	67.5	57.5	53.6	86.9		44
6:00	7:00	曇		74.9	79.6	77.9	73.3	63.5	61.3	92.0		42
7:00	8:00	曇		74.9	78.9	77.4	73.7	66.3	63.2	93.2		41
8:00	9:00	曇		74.4	79.0	77.4	73.3	64.1	61.5	87.4		41
9:00	10:00	曇		73.8	78.6	77.1	72.5	63.8	61.4	88.7		43
基準時間帯平均レベル			昼間	74	79	77	72	63	61	93	昼間	43
			夜間	71	78	75	64	53	50	88	夜間	44

(注)1.基準時間帯別平均騒音レベルは、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。L_{Amax}は、時間区分ごとの最大値。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果(その3)

測定年月日		平成23年10月24日(月)～25日(火)					測定地点		NO.3地点			
測定場所		廿日市市下平良368 ジャパンライフ後(国道2号西広島バイパス 道路後背地)										
測定時間		天候	時間区分	等価騒音レベル(dB)							時間区分	振動レベル(dB)
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ上端値
					L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A50}	L _{A90}	L _{A95}		L _{Amax}
10:00	11:00	晴	昼間	58.0	61.9	61.0	57.4	50.4	48.6	67.6	昼間	36
11:00	12:00	晴		58.2	62.0	61.2	57.7	50.3	48.6	68.1		37
12:00	13:00	晴		58.0	61.9	61.1	57.2	50.3	48.9	69.4		37
13:00	14:00	晴		57.9	62.0	61.0	57.2	50.2	49.0	67.7		36
14:00	15:00	晴		58.6	62.2	61.5	58.1	51.2	49.1	67.7		37
15:00	16:00	晴		59.6	63.3	62.2	59.0	53.3	51.2	68.2		35
16:00	17:00	晴		60.4	64.7	63.7	59.1	52.7	50.8	69.7		36
17:00	18:00	晴		57.4	60.8	59.9	56.9	51.4	48.9	69.3		37
18:00	19:00	晴		57.2	60.5	59.4	56.7	52.0	50.0	70.1		(33)
19:00	20:00	晴		57.1	61.2	60.1	56.1	49.5	48.0	71.7		37
20:00	21:00	晴		57.2	61.4	60.5	56.0	49.5	48.0	70.8		36
21:00	22:00	曇		56.7	61.3	60.3	55.0	49.9	48.7	66.2		36
22:00	23:00	曇	夜間	56.6	61.5	60.2	54.8	49.4	48.3	66.8	夜間	(34)
23:00	0:00	雨		56.6	61.4	60.1	54.9	48.7	47.4	68.4		37
0:00	1:00	曇		56.0	61.4	59.9	53.2	47.9	46.9	67.2		37
1:00	2:00	雨		54.5	60.7	58.9	50.4	43.9	42.6	67.4		37
2:00	3:00	曇		54.3	60.2	58.4	51.3	45.1	43.6	69.2		35
3:00	4:00	雨		55.8	61.0	59.6	53.2	49.5	48.4	68.8		35
4:00	5:00	曇		56.4	62.2	60.3	53.5	48.8	47.2	67.1		(34)
5:00	6:00	曇		56.7	61.8	60.8	53.8	47.3	45.7	68.7		36
6:00	7:00	曇		58.7	62.4	61.6	58.0	51.0	49.4	70.1		35
7:00	8:00	曇	昼間	58.7	62.1	60.9	57.7	52.4	50.2	76.8	昼間	(34)
8:00	9:00	曇		59.2	63.2	61.7	57.9	51.9	49.8	74.6		(33)
9:00	10:00	曇		60.2	65.0	63.0	58.4	52.4	50.3	76.6		35
基準時間帯平均レベル		昼間	58	62	61	57	51	49	77	昼間	36	
		夜間	56	61	60	53	48	46	69	夜間	36	

(注)1.基準時間帯別平均騒音レベルは、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。L_{Amax}は、時間区分ごとの最大値。
2.振動レベルの()内の数値は、測定下限値(35dB)未満の参考値である。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果(その4)

測定年月日		平成23年10月24日(月)～25日(火)						測定地点		NO.4地点		
測定場所		廿日市市宮園四丁目2番18号 仲谷宅前(山陽自動車道横)										
測定時間		天候	時間区分	等価騒音レベル(dB)							時間区分	振動レベル(dB)
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ上端値
					L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A50}	L _{A90}	L _{A95}		L _{Amax}
10:00	11:00	晴	昼間	55.2	59.3	57.4	52.6	46.9	44.7	78.0	昼間	35
11:00	12:00	晴		54.1	56.9	55.8	51.9	46.1	44.1	78.3		(33)
12:00	13:00	晴		53.7	56.4	55.4	51.0	44.1	41.7	79.6		(33)
13:00	14:00	晴		53.6	57.4	55.8	51.3	44.6	42.2	73.6		(34)
14:00	15:00	晴		53.6	57.1	56.1	52.2	46.3	44.0	75.7		(32)
15:00	16:00	晴		55.0	57.6	56.5	52.7	47.4	45.5	79.4		(34)
16:00	17:00	晴		55.9	58.5	57.4	53.7	48.7	47.0	77.3		35
17:00	18:00	晴		55.7	58.8	57.7	54.1	49.6	48.1	79.0		36
18:00	19:00	晴		54.8	57.9	57.1	53.8	49.0	47.3	75.9		36
19:00	20:00	晴		55.7	58.8	57.7	53.9	49.0	47.4	77.6		37
20:00	21:00	晴		54.6	58.3	57.3	53.5	47.7	45.2	70.8		37
21:00	22:00	曇		54.8	58.1	57.1	53.3	46.7	44.1	76.8		36
22:00	23:00	曇	夜間	54.2	57.9	57.1	53.4	46.2	43.5	71.6	夜間	37
23:00	0:00	雨		53.4	57.2	56.3	52.5	44.9	42.2	73.9		37
0:00	1:00	曇		53.3	57.2	56.3	52.4	44.4	41.7	68.4		37
1:00	2:00	雨		53.4	57.5	56.6	52.5	43.6	40.6	66.2		36
2:00	3:00	曇		53.7	57.3	56.4	52.2	42.9	40.0	77.4		37
3:00	4:00	雨		53.4	57.3	56.4	52.1	43.7	40.5	73.3		38
4:00	5:00	曇		52.5	56.8	55.9	51.0	40.5	37.3	73.5		37
5:00	6:00	曇		52.6	56.7	55.9	51.2	40.8	38.0	74.0		36
6:00	7:00	曇		54.0	57.7	56.7	52.6	45.6	42.7	73.4		37
7:00	8:00	曇	昼間	55.2	58.3	57.2	53.3	47.8	46.0	76.0	昼間	37
8:00	9:00	曇		55.1	57.8	56.9	53.4	48.7	46.9	77.8		37
9:00	10:00	曇		55.6	58.2	57.0	53.4	48.5	46.7	76.7		36
基準時間帯平均レベル		昼間	55	58	57	53	47	45	80	昼間	35	
		夜間	53	57	56	52	43	40	77	夜間	37	

(注)1.基準時間帯別平均騒音レベルは、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。L_{Amax}は、時間区分ごとの最大値。
2.振動レベルの()内の数値は、測定下限値(35dB)未満の参考値である。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果(その5)

測定年月日		平成23年10月19日(水)～20日(木)						測定地点		NO.9地点			
測定場所		廿日市市宮島口一丁目4番14号 Simple Stay宮島横(国道2号 道路端)											
測定時間		天候	時間区分	等価騒音レベル(dB)							時間区分	振動レベル(dB)	
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ上端値	
					L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A50}	L _{A90}	L _{A95}		L _{Amax}	L ₁₀
10:00	11:00	晴	昼間	73.9	79.3	77.4	71.4	62.3	58.3	90.4	昼間	48	
11:00	12:00	晴		73.9	79.4	77.5	71.3	61.5	58.5	87.9		46	
12:00	13:00	晴		73.5	79.0	77.1	70.9	60.6	57.4	88.2		52	
13:00	14:00	晴		73.9	79.5	77.6	71.2	59.8	56.8	88.4		57	
14:00	15:00	晴		73.7	79.0	77.2	71.0	62.0	59.8	90.8		55	
15:00	16:00	晴		73.3	78.6	76.7	70.7	62.5	59.9	88.8		52	
16:00	17:00	晴		72.8	78.1	76.3	70.2	60.7	58.7	87.2		52	
17:00	18:00	晴		72.1	77.4	75.6	69.2	60.6	57.0	93.3		51	
18:00	19:00	晴		72.4	77.6	75.9	70.1	58.7	55.4	87.8		49	
19:00	20:00	晴		72.9	78.0	76.4	70.3	54.5	50.2	95.6		51	
20:00	21:00	晴	夜間	73.3	78.9	77.0	69.8	51.4	47.7	90.7	夜間	54	
21:00	22:00	晴		73.5	79.4	77.4	69.4	53.4	48.0	92.0		55	
22:00	23:00	晴		73.3	79.6	77.3	66.7	47.8	43.0	90.1		58	
23:00	0:00	晴		73.3	79.9	77.4	65.5	46.0	40.8	90.2		56	
0:00	1:00	晴		73.1	80.1	77.1	63.8	43.6	39.3	91.0		52	
1:00	2:00	晴		72.3	79.3	76.3	59.6	38.1	36.0	90.6		54	
2:00	3:00	晴		72.6	79.7	76.8	60.3	40.7	37.3	90.1		55	
3:00	4:00	晴		73.5	80.5	77.5	61.1	40.3	37.8	93.8		57	
4:00	5:00	晴		74.3	81.4	78.7	64.1	44.6	41.1	91.6		56	
5:00	6:00	晴		74.2	81.0	78.7	66.8	47.1	43.5	93.4		58	
6:00	7:00	晴	昼間	74.8	80.2	78.3	71.2	57.5	53.6	94.2	昼間	56	
7:00	8:00	晴		74.5	79.7	78.0	72.4	57.6	53.9	90.5		53	
8:00	9:00	晴		74.0	79.2	77.5	71.7	59.6	56.2	89.3		51	
9:00	10:00	晴		74.0	79.5	77.5	71.4	60.1	56.3	87.7		53	
基準時間帯平均レベル				昼間	74	79	77	71	59	55	96	昼間	52
				夜間	73	80	77	63	44	40	94	夜間	55

(注)1.基準時間帯別平均騒音レベルは、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。L_{Amax}は、時間区分ごとの最大値。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果(その6)

測定年月日		平成23年10月19日(水)～20日(木)						測定地点		NO.10地点			
測定場所		廿日市市大野一丁目4番18号 広島信用金庫大野支店横 (国道2号 道路端)											
測定時間		天候	時間区分	等価騒音レベル(dB)							時間区分	振動レベル(dB)	
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ上端値	
					L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A50}	L _{A90}	L _{A95}		L _{Amax}	L ₁₀
10:00	11:00	晴	昼間	72.1	77.9	75.9	68.8	60.5	58.2	89.0	昼間	52	
11:00	12:00	晴		71.5	76.9	75.3	68.2	61.5	59.6	88.4		50	
12:00	13:00	晴		72.0	77.6	75.8	68.8	60.3	57.4	88.7		53	
13:00	14:00	晴		71.7	77.3	75.5	68.4	61.2	59.1	87.3		51	
14:00	15:00	晴		71.8	77.5	75.5	68.5	60.5	58.7	87.6		52	
15:00	16:00	晴		71.6	77.3	75.3	68.6	60.5	58.0	87.3		51	
16:00	17:00	晴		71.0	76.6	74.5	68.1	60.6	57.8	86.5		51	
17:00	18:00	晴		70.3	75.9	73.6	67.3	60.1	57.9	87.0		48	
18:00	19:00	晴		70.4	75.8	73.7	67.3	59.7	56.4	88.6		47	
19:00	20:00	晴		70.4	76.2	74.2	66.6	56.0	53.1	87.3		48	
20:00	21:00	晴	夜間	71.2	77.4	75.0	66.6	55.1	53.2	89.2	夜間	49	
21:00	22:00	晴		71.0	77.6	75.1	65.1	53.2	51.2	85.9		51	
22:00	23:00	晴		70.5	77.4	74.6	62.0	51.2	50.1	88.4		52	
23:00	0:00	晴		71.0	78.1	75.2	59.1	50.3	49.4	89.3		50	
0:00	1:00	晴		70.8	78.3	75.2	57.2	51.1	50.5	88.6		51	
1:00	2:00	晴		69.8	77.4	73.9	56.3	52.6	52.1	88.6		49	
2:00	3:00	晴		70.6	78.0	74.6	56.6	52.3	52.0	90.6		51	
3:00	4:00	晴		71.1	78.6	75.2	58.0	52.2	51.8	91.5		50	
4:00	5:00	晴		71.8	79.2	76.5	59.3	52.5	52.1	89.1		52	
5:00	6:00	晴		72.4	79.4	77.0	64.0	53.4	52.5	90.7		53	
6:00	7:00	晴	昼間	72.4	78.2	76.1	68.2	56.3	54.1	93.4	昼間	50	
7:00	8:00	晴		71.4	76.8	74.7	68.1	60.4	58.0	89.4		48	
8:00	9:00	晴		70.9	76.4	74.5	68.0	60.5	58.0	86.6		47	
9:00	10:00	晴		71.4	77.2	75.1	68.0	59.3	57.2	88.8		50	
基準時間帯平均レベル				昼間	71	77	75	68	59	57	93	昼間	50
				夜間	71	78	75	59	52	51	92	夜間	51

(注)1.基準時間帯別平均騒音レベルは、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。L_{Amax}は、時間区分ごとの最大値。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果(その7)

測定年月日		平成23年10月19日(水)～20日(木)						測定地点		NO.11地点			
測定場所		廿日市市大國一丁目4番18号 広島信用金庫大野支店横(国道2号 道路後背地)											
測定時間		天候	時間区分	等価騒音レベル(dB)							時間区分	振動レベル(dB)	
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ上端値	
					L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A50}	L _{A90}	L _{A95}			L _{Amax}
10:00	11:00	晴	昼間	63.4	68.4	67.0	61.2	54.2	52.5	77.1	昼間	L ₁₀	46
11:00	12:00	晴		62.9	67.8	66.6	60.6	55.0	53.6	75.4		44	
12:00	13:00	晴		63.5	68.6	67.2	61.1	53.2	51.6	76.7		47	
13:00	14:00	晴		63.0	68.3	66.9	60.5	53.9	52.1	74.9		45	
14:00	15:00	晴		63.2	68.6	67.1	60.6	53.2	51.2	76.2		46	
15:00	16:00	晴		62.1	67.2	65.8	59.8	52.3	50.0	74.7		45	
16:00	17:00	晴		61.6	66.8	65.2	59.5	52.5	50.3	75.2		44	
17:00	18:00	晴		60.8	66.1	64.4	58.5	52.3	50.6	74.7		44	
18:00	19:00	晴		61.5	66.9	65.0	59.1	52.3	50.0	76.1		43	
19:00	20:00	晴		61.7	67.3	65.5	59.1	50.3	48.9	74.8		43	
20:00	21:00	晴		62.5	68.4	66.7	59.1	50.5	49.3	78.1		43	
21:00	22:00	晴		62.3	68.4	66.8	58.2	49.3	48.0	75.1		46	
22:00	23:00	晴	夜間	61.8	68.3	66.5	55.8	47.8	47.2	75.4	夜間	45	
23:00	0:00	晴		62.2	69.2	67.2	53.1	47.1	46.6	77.1		45	
0:00	1:00	晴		61.8	68.8	67.0	51.5	48.0	47.4	76.7		46	
1:00	2:00	晴		61.0	68.4	66.1	51.3	49.2	48.8	75.7		45	
2:00	3:00	晴		61.7	68.9	67.0	51.5	49.6	49.3	76.9		46	
3:00	4:00	晴		62.1	69.3	67.3	52.0	48.8	48.4	77.9		45	
4:00	5:00	晴		62.8	69.5	67.8	54.0	49.4	48.8	78.6		45	
5:00	6:00	晴		63.4	69.6	68.2	57.6	49.5	48.7	78.0		46	
6:00	7:00	晴		63.5	68.9	67.3	60.5	51.1	50.0	77.4		44	
7:00	8:00	晴		62.3	67.2	65.8	60.1	53.2	51.3	76.1		41	
8:00	9:00	晴		61.6	66.6	65.0	59.5	53.1	51.3	74.0		42	
9:00	10:00	晴		62.6	67.8	66.4	60.4	52.1	49.8	76.0		43	
基準時間帯平均レベル		昼間	62	68	66	60	52	51	78	昼間	44		
		夜間	62	69	67	53	49	48	79	夜間	45		

(注)1.基準時間帯別平均騒音レベルは、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。L_{Amax}は、時間区分ごとの最大値。

騒音レベル及び振動レベル24時間測定結果(その8)

測定年月日		平成23年10月19日(水)～20日(木)						測定地点		NO.12地点		
測定場所		廿日市市物見東一丁目20番4号 広島県立宮島工業高等学校前(道路端)										
測定時間		天候	時間区分	等価騒音レベル(dB)							時間区分	振動レベル(dB)
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル							80%レンジ上端値
					L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A50}	L _{A90}	L _{A95}		
10:00	11:00	晴	昼間	63.6	70.5	66.9	50.5	37.7	36.1	85.3	昼間	(31)
11:00	12:00	晴		62.8	69.8	66.7	51.7	38.6	36.7	81.0		(31)
12:00	13:00	晴		62.7	69.6	66.4	52.3	42.1	40.3	84.4		(32)
13:00	14:00	晴		62.9	69.3	66.1	52.6	41.0	39.1	84.7		(33)
14:00	15:00	晴		62.0	68.8	65.5	49.6	37.9	35.7	81.5		37
15:00	16:00	晴		63.3	70.1	67.2	52.9	38.4	36.4	82.0		(34)
16:00	17:00	晴		63.4	70.3	67.6	53.2	38.0	35.3	79.7		(33)
17:00	18:00	晴		64.3	70.8	68.3	55.5	42.5	41.1	82.6		35
18:00	19:00	晴		63.2	69.7	66.8	52.6	42.6	41.4	84.6		(30)
19:00	20:00	晴		61.1	68.0	64.7	48.0	39.4	38.5	83.0		(29)
20:00	21:00	晴		58.7	65.7	61.1	42.9	38.6	38.0	83.7		(29)
21:00	22:00	晴		60.2	65.3	61.2	44.1	39.5	38.8	81.1		(27)
22:00	23:00	晴	夜間	55.3	59.5	52.0	38.4	35.4	(34.8)	78.6	夜間	(19)
23:00	0:00	晴		54.5	58.2	50.1	37.8	(34.9)	(34.3)	80.4		(16)
0:00	1:00	晴		55.7	58.5	49.6	38.0	35.2	(34.6)	79.8		(27)
1:00	2:00	晴		53.8	54.2	45.1	37.9	35.2	(34.7)	79.3		(13)
2:00	3:00	晴		57.3	60.2	52.0	39.3	36.4	35.8	78.4		(17)
3:00	4:00	晴		57.1	56.4	45.8	37.8	35.7	35.3	81.2		(13)
4:00	5:00	晴		56.1	59.0	49.6	37.5	35.4	(34.8)	81.4		(13)
5:00	6:00	晴		58.5	63.5	57.4	40.3	37.6	37.0	79.0		(31)
6:00	7:00	晴		61.9	68.4	64.3	45.4	40.1	39.4	82.7		(26)
7:00	8:00	晴		63.5	70.2	67.5	54.8	43.6	41.8	87.2		(29)
8:00	9:00	晴		64.2	70.8	68.0	56.1	44.4	42.4	82.9		38
9:00	10:00	晴		63.9	70.9	67.8	53.6	41.6	39.9	83.4		(34)
基準時間帯平均レベル		昼間	63	69	66	51	40	39	87	昼間	(33)	
		夜間	56	59	50	38	36	35	81	夜間	(22)	

(注)1.基準時間帯別平均騒音レベルは、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。L_{Amax}は、時間区分ごとの最大値。

2.等価騒音レベルと振動レベルの()内の数値は、測定下限値(35dB)未満の参考値である。

6 交通量調査結果

交通量調査結果(その1)

調査年月日		平成23年10月24日(月)～25日(火)								調査地点		No.1	調査場所		廿日市市本町1番12号 廿日市警察署前(国道2号)						
方向別 																					

交通量調査結果(その2)

調査年月日	平成23年10月24日(月)～25日(火)										調査地点	No.2	調査場所	廿日市市下平良365-1 ジャパンライフ前(国道2号西広島バイパス)									
方向別 調査時間	交通量(台/10分間)															大型車混入率							
	上り(大竹→広島方面)					下り(広島→大竹方面)					合計					%							
	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計					
10:00～10:10	43	27	284	3	357	40	28	273	4	345	83	55	557	7	702	19.6	19.7	19.7					
11:00～11:10	31	37	253	2	323	21	38	254	5	318	52	75	507	7	641	21.1	18.6	19.8					
12:00～12:10	42	27	318	4	391	33	24	301	2	360	75	51	619	6	751	17.6	15.8	16.8					
13:00～13:10	33	42	253	4	332	21	31	241	1	294	54	73	494	5	626	22.6	17.7	20.3					
14:00～14:10	37	35	260	4	336	26	33	234	3	296	63	68	494	7	632	21.4	19.9	20.7					
15:00～15:10	34	29	290	1	354	22	19	258	4	303	56	48	548	5	657	17.8	13.5	15.8					
16:00～16:10	42	30	363	4	439	37	28	292	2	359	79	58	655	6	798	16.4	18.1	17.2					
17:00～17:10	36	24	280	4	344	18	23	269	7	317	54	47	549	11	661	17.4	12.9	15.3					
18:00～18:10	13	14	359	9	395	8	8	306	6	328	21	22	665	15	723	6.8	4.9	5.9					
19:00～19:10	26	16	286	1	329	8	7	278	5	298	34	23	564	6	627	12.8	5.0	9.1					
20:00～20:10	22	22	200	5	249	8	9	194	9	220	30	31	394	14	469	17.7	7.7	13.0					
21:00～21:10	23	6	128	3	160	19	7	170	4	200	42	13	298	7	360	18.1	13.0	15.3					
22:00～22:10	17	6	100	2	125	17	8	112	3	140	34	14	212	5	265	18.4	17.9	18.1					
23:00～23:10	25	2	69	2	98	18	5	80	1	104	43	7	149	3	202	27.6	22.1	24.8					
0:00～0:10	35	11	44	1	91	20	9	51	1	81	55	20	95	2	172	50.5	35.8	43.6					
1:00～1:10	23	9	32	0	64	17	4	38	0	59	40	13	70	0	123	50.0	35.6	43.1					
2:00～2:10	13	8	19	0	40	11	3	17	0	31	24	11	36	0	71	52.5	45.2	49.3					
3:00～3:10	23	13	27	0	63	23	11	20	0	54	46	24	47	0	117	57.1	63.0	59.8					
4:00～4:10	26	8	39	0	73	21	7	21	0	49	47	15	60	0	122	46.6	57.1	50.8					
5:00～5:10	29	11	35	2	77	19	20	36	1	76	48	31	71	3	153	51.9	51.3	51.6					
6:00～6:10	33	11	148	3	195	29	19	94	6	148	62	30	242	9	343	22.6	32.4	26.8					
7:00～7:10	12	32	408	11	463	18	27	281	4	330	30	59	689	15	793	9.5	13.6	11.2					
8:00～8:10	12	27	341	17	397	16	24	274	3	317	28	51	615	20	714	9.8	12.6	11.1					
9:00～9:10	31	19	235	7	292	27	19	229	5	280	58	38	464	12	572	17.1	16.4	16.8					
昼間(7～19)	366	343	3644	70	4423	287	302	3212	46	3847	653	645	6856	116	8270	平均大型車混入率							
夜間(19～7)	295	123	1127	19	1564	210	109	1111	30	1460	505	232	2238	49	3024								
合計	661	466	4771	89	5987	497	411	4323	76	5307	1158	877	9094	165	11294	18.8	17.1	11.1					

交通量調査結果(その3)

調査年月日	平成23年10月24日(月)～25日(火)										調査地点	No.4	調査場所	廿日市市宮園上二丁目 (山陽自動車道)						
方向別 調査時間	交通量(台/10分間)															大型車混入率				
	上り(大竹→広島方面)					下り(広島→大竹方面)					合計					%				
	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計		
10:00～10:10	29	15	66	0	110	19	15	105	0	139	48	30	171	0	249	40.0	24.5	31.3		
11:00～11:10	29	13	83	0	125	20	11	89	0	120	49	24	172	0	245	33.6	25.8	29.8		
12:00～12:10	25	9	50	1	85	7	12	65	0	84	32	21	115	1	169	40.0	22.6	31.4		
13:00～13:10	38	3	51	0	92	12	19	46	0	77	50	22	97	0	169	44.6	40.3	42.6		
14:00～14:10	34	16	61	2	113	16	10	61	0	87	50	26	122	2	200	44.2	29.9	38.0		
15:00～15:10	30	27	96	0	153	25	14	85	0	124	55	41	181	0	277	37.3	31.5	34.7		
16:00～16:10	58	18	120	0	196	30	16	84	0	130	88	34	204	0	326	38.8	35.4	37.4		
17:00～17:10	44	21	141	1	207	49	17	80	0	146	93	38	221	1	353	31.4	45.2	37.1		
18:00～18:10	45	72	110	0	227	20	14	83	0	117	65	86	193	0	344	51.5	29.1	43.9		
19:00～19:10	57	10	63	0	130	32	15	70	0	117	89	25	133	0	247	51.5	40.2	46.2		
20:00～20:10	85	46	42	0	173	52	46	47	0	145	137	92	89	0	318	75.7	67.6	72.0		
21:00～21:10	74	2	38	0	114	36	10	46	0	92	110	12	84	0	206	66.7	50.0	59.2		
22:00～22:10	66	5	44	0	115	58	3	48	0	109	124	8	92	0	224	61.7	56.0	58.9		
23:00～23:10	80	4	25	0	109	79	10	25	0	114	159	14	50	0	223	77.1	78.1	77.6		
0:00～0:10	47	9	13	0	69	53	10	22	0	85	100	19	35	0	154	81.2	74.1	77.3		
1:00～1:10	31	12	7	1	51	36	3	7	0	46	67	15	14	1	97	84.3	84.8	84.5		
2:00～2:10	62	1	6	0	69	53	1	12	0	66	115	2	18	0	135	91.3	81.8	86.7		
3:00～3:10	42	5	10	0	57	49	23	7	0	79	91	28	17	0	136	82.5	91.1	87.5		
4:00～4:10	28	1	6	0	35	44	0	6	0	50	72	1	12	0	85	82.9	88.0	85.9		
5:00～5:10	18	2	8	0	28	38	11	10	0	59	56	13	18	0	87	71.4	83.1	79.3		
6:00～6:10	24	2	33	0	59	36	8	25	0	69	60	10	58	0	128	44.1	63.8	54.7		
7:00～7:10	27	10	79	0	116	36	8	70	0	114	63	18	149	0	230	31.9	38.6	35.2		
8:00～8:10	18	12	75	1	106	40	20	120	0	180	58	32	195	1	286	28.3	33.3	31.5		
9:00～9:10	32	7	83	0	122	47	15	127	0	189	79	22	210	0	311	32.0	32.8	32.5		
昼間(7～19)	409	223	1015	5	1652	321	171	1015	0	1507	730	394	2030	5	3159	平均大型車混入率				
夜間(19～7)	614	99	295	1	1009	566	140	325	0	1031	1180	239	620	1	2040					
合計	1023	322	1310	6	2661	887	311	1340	0	2538	1910	633	2650	6	5199	50.5	47.2	48.9		

交通量調査結果(その4)

調査年月日		平成23年10月19日(水)～20日(木)								調査地点		No.9	調査場所		廿日市市宮島口一丁目4番14号 Simple Stay宮島横(国道2号)						
方向別 調査時間	交通量(台/10分間)															大型車混入率					
	上り(大竹→広島方面)					下り(広島→大竹方面)					合計					%					
	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計			
10:00～10:10	33	21	91	2	147	24	16	75	2	117	57	37	166	4	264	36.7	34.2	35.6			
11:00～11:10	31	8	102	4	145	26	10	87	3	126	57	18	189	7	271	26.9	28.6	27.7			
12:00～12:10	28	19	93	3	143	27	9	74	4	114	55	28	167	7	257	32.9	31.6	32.3			
13:00～13:10	30	11	110	2	153	30	10	93	1	134	60	21	203	3	287	26.8	29.9	28.2			
14:00～14:10	38	10	85	2	135	20	8	93	4	125	58	18	178	6	260	35.6	22.4	29.2			
15:00～15:10	26	14	98	2	140	20	9	101	1	131	46	23	199	3	271	28.6	22.1	25.5			
16:00～16:10	32	21	90	5	148	19	10	117	5	151	51	31	207	10	299	35.8	19.2	27.4			
17:00～17:10	27	10	79	3	119	11	16	106	2	135	38	26	185	5	254	31.1	20.0	25.2			
18:00～18:10	8	4	129	5	146	5	10	134	2	151	13	14	263	7	297	8.2	9.9	9.1			
19:00～19:10	18	3	110	1	132	9	3	101	5	118	27	6	211	6	250	15.9	10.2	13.2			
20:00～20:10	14	3	68	2	87	14	4	73	4	95	28	7	141	6	182	19.5	18.9	19.2			
21:00～21:10	34	12	69	2	117	10	7	66	3	86	44	19	135	5	203	39.3	19.8	31.0			
22:00～22:10	15	5	60	4	84	23	11	69	2	105	38	16	129	6	189	23.8	32.4	28.6			
23:00～23:10	19	5	22	2	48	20	5	38	1	64	39	10	60	3	112	50.0	39.1	43.8			
0:00～0:10	13	3	26	0	42	7	5	11	0	23	20	8	37	0	65	38.1	52.2	43.1			
1:00～1:10	12	5	9	0	26	9	5	13	0	27	21	10	22	0	53	65.4	51.9	58.5			
2:00～2:10	65	2	10	4	81	19	0	9	0	28	84	2	19	4	109	82.7	67.9	78.9			
3:00～3:10	25	6	6	2	39	16	2	6	0	24	41	8	12	2	63	79.5	75.0	77.8			
4:00～4:10	14	4	14	0	32	15	11	10	0	36	29	15	24	0	68	56.3	72.2	64.7			
5:00～5:10	21	4	12	0	37	32	9	11	0	52	53	13	23	0	89	67.6	78.8	74.2			
6:00～6:10	15	5	42	0	62	13	17	38	3	71	28	22	80	3	133	32.3	42.3	37.6			
7:00～7:10	9	7	106	4	126	16	13	102	5	136	25	20	208	9	262	12.7	21.3	17.2			
8:00～8:10	9	8	115	8	140	14	14	127	6	161	23	22	242	14	301	12.1	17.4	15.0			
9:00～9:10	16	7	92	2	117	34	10	64	1	109	50	17	156	3	226	19.7	40.4	29.6			
昼間(7～19)	287	140	1190	42	1659	246	135	1173	36	1590	533	275	2363	78	3249	平均大型車混入率					
夜間(19～7)	265	57	448	17	787	187	79	445	18	729	452	136	893	35	1516						
合計	552	197	1638	59	2446	433	214	1618	54	2319	985	411	3256	113	4765	30.6	27.9	29.3			

交通量調査結果(その5)

調査年月日	平成23年10月19日(水)～20日(木)										調査地点	No.10	調査場所	廿日市市大園一丁目4番18号 広島信用金庫大野支店前(国道2号)						
方向別 調査時間	交通量(台/10分間)															大型車混入率				
	上り(大竹→広島方面)					下り(広島→大竹方面)					合計					%				
	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計		
10:00～10:10	18	21	85	6	130	18	19	88	1	126	36	40	173	7	256	30.0	29.4	29.7		
11:00～11:10	16	17	111	1	145	26	19	99	1	145	42	36	210	2	290	22.8	31.0	26.9		
12:00～12:10	35	14	111	1	161	25	11	109	1	146	60	25	220	2	307	30.4	24.7	27.7		
13:00～13:10	26	20	107	4	157	13	10	92	2	117	39	30	199	6	274	29.3	19.7	25.2		
14:00～14:10	20	22	102	6	150	17	17	110	3	147	37	39	212	9	297	28.0	23.1	25.6		
15:00～15:10	27	17	81	0	125	10	7	101	1	119	37	24	182	1	244	35.2	14.3	25.0		
16:00～16:10	16	20	101	2	139	10	10	107	4	131	26	30	208	6	270	25.9	15.3	20.7		
17:00～17:10	13	12	113	3	141	10	10	128	1	149	23	22	241	4	290	17.7	13.4	15.5		
18:00～18:10	10	5	78	6	99	7	6	104	4	121	17	11	182	10	220	15.2	10.7	12.7		
19:00～19:10	15	11	126	3	155	5	3	116	3	127	20	14	242	6	282	16.8	6.3	12.1		
20:00～20:10	11	3	54	3	71	14	2	98	2	116	25	5	152	5	187	19.7	13.8	16.0		
21:00～21:10	21	7	38	1	67	15	4	48	2	69	36	11	86	3	136	41.8	27.5	34.6		
22:00～22:10	11	3	44	1	59	20	3	51	1	75	31	6	95	2	134	23.7	30.7	27.6		
23:00～23:10	15	5	16	1	37	15	12	33	1	61	30	17	49	2	98	54.1	44.3	48.0		
0:00～0:10	13	8	22	2	45	11	5	23	0	39	24	13	45	2	84	46.7	41.0	44.0		
1:00～1:10	13	8	15	0	36	9	6	14	0	29	22	14	29	0	65	58.3	51.7	55.4		
2:00～2:10	13	4	10	0	27	14	5	8	0	27	27	9	18	0	54	63.0	70.4	66.7		
3:00～3:10	12	11	8	2	33	14	9	9	0	32	26	20	17	2	65	69.7	71.9	70.8		
4:00～4:10	17	8	7	0	32	14	17	8	0	39	31	25	15	0	71	78.1	79.5	78.9		
5:00～5:10	21	12	11	0	44	28	7	16	0	51	49	19	27	0	95	75.0	68.6	71.6		
6:00～6:10	18	9	45	4	76	16	14	47	3	80	34	23	92	7	156	35.5	37.5	36.5		
7:00～7:10	5	9	91	2	107	12	12	155	0	179	17	21	246	2	286	13.1	13.4	13.3		
8:00～8:10	9	10	104	6	129	11	14	130	8	163	20	24	234	14	292	14.7	15.3	15.1		
9:00～9:10	11	9	101	1	122	17	16	86	3	122	28	25	187	4	244	16.4	27.0	21.7		
昼間(7～19)	206	176	1185	38	1605	176	151	1309	29	1665	382	327	2494	67	3270	平均大型車混入率				
夜間(19～7)	180	89	396	17	682	175	87	471	12	745	355	176	867	29	1427					
合計	386	265	1581	55	2287	351	238	1780	41	2410	737	503	3361	96	4697	28.5	24.4	26.4		

交通量調査結果(その6)

調査年月日		平成23年10月19日(水)～20日(木)										調査地点		No.12	調査場所		廿日市市物見東一丁目20番4号 広島県立宮島工業高等学校前(市道物見山1号線)						
方向別 調査時間	交通量(台/10分間)															大型車混入率							
	上り(大竹→広島方面)					下り(広島→大竹方面)					合計					%							
	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計					
10:00～10:10	1	0	10	1	12	3	2	9	0	14	4	2	19	1	26	8.3	35.7	23.1					
11:00～11:10	1	3	20	1	25	0	1	14	2	17	1	4	34	3	42	16.0	5.9	11.9					
12:00～12:10	0	3	17	0	20	0	2	9	1	12	0	5	26	1	32	15.0	16.7	15.6					
13:00～13:10	0	1	9	1	11	1	0	12	1	14	1	1	21	2	25	9.1	7.1	8.0					
14:00～14:10	2	3	6	0	11	2	1	12	3	18	4	4	18	3	29	45.5	16.7	27.6					
15:00～15:10	0	3	15	0	18	2	3	14	0	19	2	6	29	0	37	16.7	26.3	21.6					
16:00～16:10	0	3	12	1	16	0	2	14	0	16	0	5	26	1	32	18.8	12.5	15.6					
17:00～17:10	0	2	20	1	23	0	2	18	0	20	0	4	38	1	43	8.7	10.0	9.3					
18:00～18:10	0	2	17	1	20	0	0	15	1	16	0	2	32	2	36	10.0	0.0	5.6					
19:00～19:10	0	0	12	1	13	0	0	11	0	11	0	0	23	1	24	0.0	0.0	0.0					
20:00～20:10	0	0	11	1	12	0	1	6	1	8	0	1	17	2	20	0.0	12.5	5.0					
21:00～21:10	1	0	3	0	4	0	0	5	0	5	1	0	8	0	9	25.0	0.0	11.1					
22:00～22:10	0	0	1	0	1	0	0	2	0	2	0	0	3	0	3	0.0	0.0	0.0					
23:00～23:10	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0.0	0.0	0.0					
0:00～0:10	0	1	3	0	4	0	0	3	0	3	0	1	6	0	7	25.0	0.0	14.3					
1:00～1:10	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0.0	0.0	0.0					
2:00～2:10	0	1	1	0	2	0	0	1	0	1	0	1	2	0	3	50.0	0.0	33.3					
3:00～3:10	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	1	0	2	100.0	0.0	50.0					
4:00～4:10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0					
5:00～5:10	1	0	2	0	3	0	0	2	0	2	1	0	4	0	5	33.3	0.0	20.0					
6:00～6:10	0	2	4	0	6	0	0	4	0	4	0	2	8	0	10	33.3	0.0	20.0					
7:00～7:10	0	0	9	0	9	0	0	12	0	12	0	0	21	0	21	0.0	0.0	0.0					
8:00～8:10	1	1	18	0	20	1	2	20	1	24	2	3	38	1	44	10.0	12.5	11.4					
9:00～9:10	1	1	16	1	19	0	1	10	2	13	1	2	26	3	32	10.5	7.7	9.4					
昼間(7～19)	6	22	169	7	204	9	16	159	11	195	15	38	328	18	399	平均大型車混入率							
夜間(19～7)	3	4	37	2	46	0	1	39	1	41	3	5	76	3	87								
合計	9	26	206	9	250	9	17	198	12	236	18	43	404	21	486	14.0	11.0	12.6					